

令和4年 第12回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年11月28日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和4年11月28日 午後 1時30分			議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和4年11月28日 午後 2時10分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 9名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	6 番	星 博明		7 番	村上 正弘	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R4.11.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和４年第１２回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は９名でございます。 本日の欠席委員は、２番の澤田英雄委員１名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程１ 会議録署名委員	議長	日程第１、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第１３条の規定により、６番の星博明委員及び、７番の村上正弘委員にお願いいたします。
日程２ 会期の決定	議長	次に、日程第２、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程３ 報告１	議長 議長	次に、日程第３、議事に入ります。 報告第１号「認定電気事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画書について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
議案１	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	報告が終わりましたので、次に、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書について」の件の内、１番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第３条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第３条第２項第７号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題在りませんか。
	８番委員	問題がありません。

議 事 の 経 過 (R4.11.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 1	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番を可と決定いたします。
	議長	次に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題在りませんか。
	8 番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番を可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R4.11.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	次に、議案第 2 号「農用地地用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を議題とします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		（他に、質疑はございませんか。）
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地地用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 号「農用地地用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件は、可と決定いたします。
議案 3	議長	次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を議題とします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明）
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	1 番委員	農用地区域より編入することによって、メリットはあるのか。
	事務局長	農地保有合理化事業の対象とするためには、農用地に入っていないといけないという条件があり、現在進行している道営土地改良事業も同様の条件が発生する。今後 10 年農地として使用していくということであれば各種政策を受けることが出来るというメリットがあります。
	1 番委員	税金が安くなるという訳ではないのか。
	事務局長	売買する際は、譲渡所得の控除が発生し、不動産取得税の軽減も発生するものとなっております。

議 事 の 経 過 (R4.11.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4	1 番委員	「農地」と「農用地」はどのような点が違うのか。
	事務局長	「農用地」は農地法の 1 種、2 種、3 種よりさらに農地として使用するという位置づけにあるものであり、転用等がかなり困難という判断が出来るものとなっております。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件を議題とします。
		事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました大西俊則委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	9 番委員	1 1 月 1 6 日に私と村上委員、菊地委員、片岸事務局長、楽木局員、 の計 6 名で現地を調査しました。事務局長から説明があったとおりで、成香 については、現況として倉庫が建っており、成香 については山林との話ではあったが沢になっており、かなり大きな立木等を確認した。願い出のあった 3 筆については、現況として畑ではないと判断したことを報告いたします。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R4.11.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和4年第12回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。